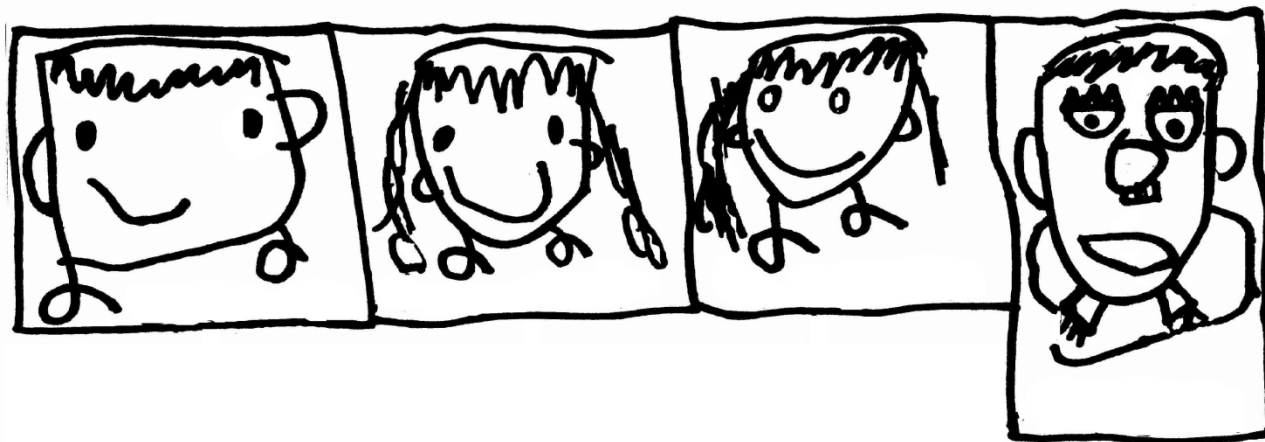




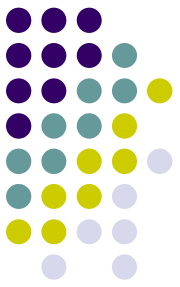
# 芽室町発達支援システム

気になる  
子たち方を  
どう支援  
していくか



芽室町子育て支援課

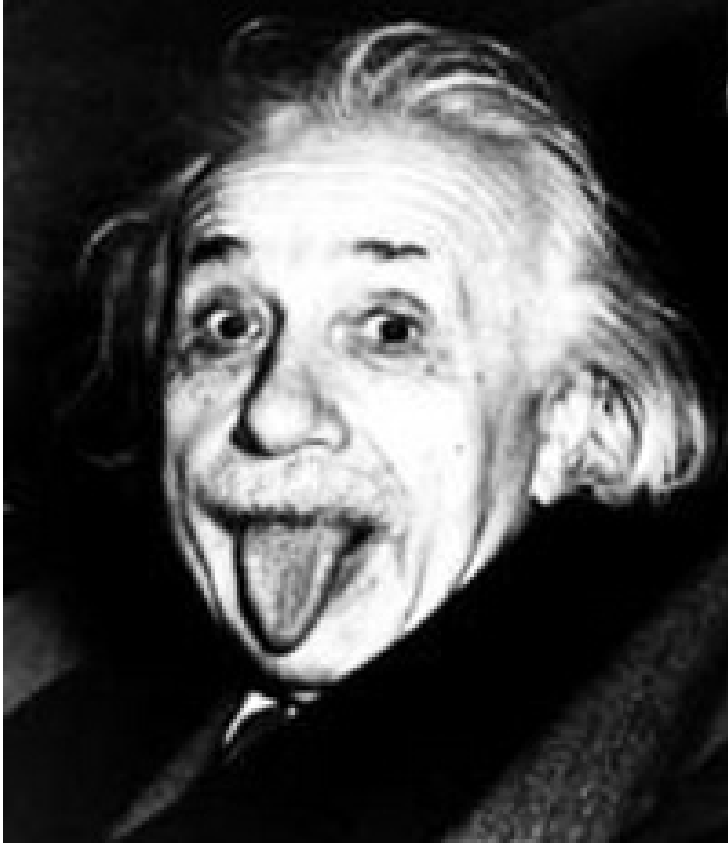
# こんな子いるかな？



## 学校で

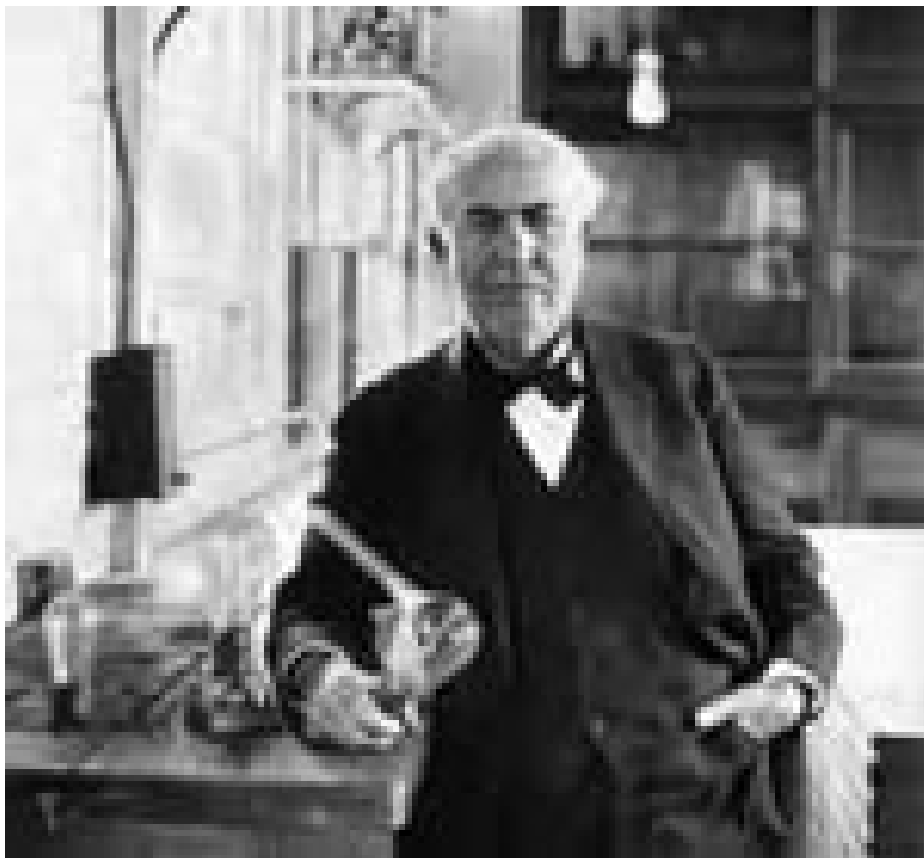
- 机のふたを何十回も開け閉めして先生の話をつ断する。
- 先生の話をつ聞かないで立ち歩く。
- お絵かきでは、紙をはみ出して机にもたくさん描く。
- 教室の窓から通りの人や動物へ話しかけて、先生の話をつ断する。
- 自分の話をいつまでも話し続ける。
- 毎日のように服が破れる。
- 外出先で、目にとまった人みんなへ話しかける。

# アルバート・アインシュタイン



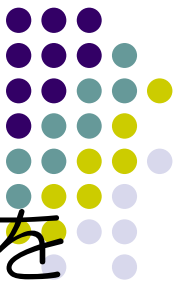
- 5才まで言葉を話さなかった。
- 一人遊びを好み、同年代の遊びに参加できなかった。
- 時折激しいかんしゃくがあり家庭教師が来なくなってしまうことがあった。
- 学校では特定の教科は非常に成績がよいのですが、他の教科は壊滅的。
- 教師から「他の教科もやればできるはず」「君の授業中の態度がみんなの規律を乱し、クラスの評判を下げているのがわからないか」と叱責を受けたことがある。

# トーマス・エジソン



- 小学校を3ヶ月で中退した。  
(退学を強く勧められて)
- 質問を連発して授業を中断。  
「 $1+1=2$ 」と教えられて、「1個の粘土と1個の粘土を合わせたら、大きな1個の粘土なのになぜ2個なの？」  
「A (エー) はどうしてP (ピー) と呼ばないの？」
- 「なぜ物は燃えるのか」という事を知りたいと思い立ち、藁を燃やしていたところ、自宅の納屋を全焼させてしまった。
- 担任の先生から「君の頭はどうかしてる」と言われる。
- 「訴訟王」や盗作疑惑。

# 早期発見と早期支援



- 発達のアンバランスさ・何らかの発達支援を要する子どもたち



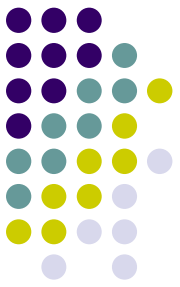
- 一貫性と継続性のある支援 + 周囲の理解



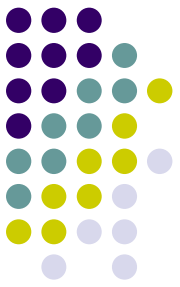
将来社会参加し、（むしろ一芸に秀でた）社会人となり得る

しかし・・・  
放っておいては そうならない

# 早期発見がなされず、 理解が得られないとき 逆の心配は



- 児童虐待
- 不登校
- 学習不振
- 引きこもり
- NEET
- うつ
- 犯罪



# 芽室町発達支援システムの目的

**「つなぐ」**



# 芽室町の概況

- 人口: 19,000人  
→ 年少人口 16.5% (平成17年国政調査)
- 年間出生数: 190人前後
- 合計特殊出生率: 1.66人 (平成20年)
- 公立病院: 小児科  
産科 (ユニセフ 赤ちゃんにやさしい病院)



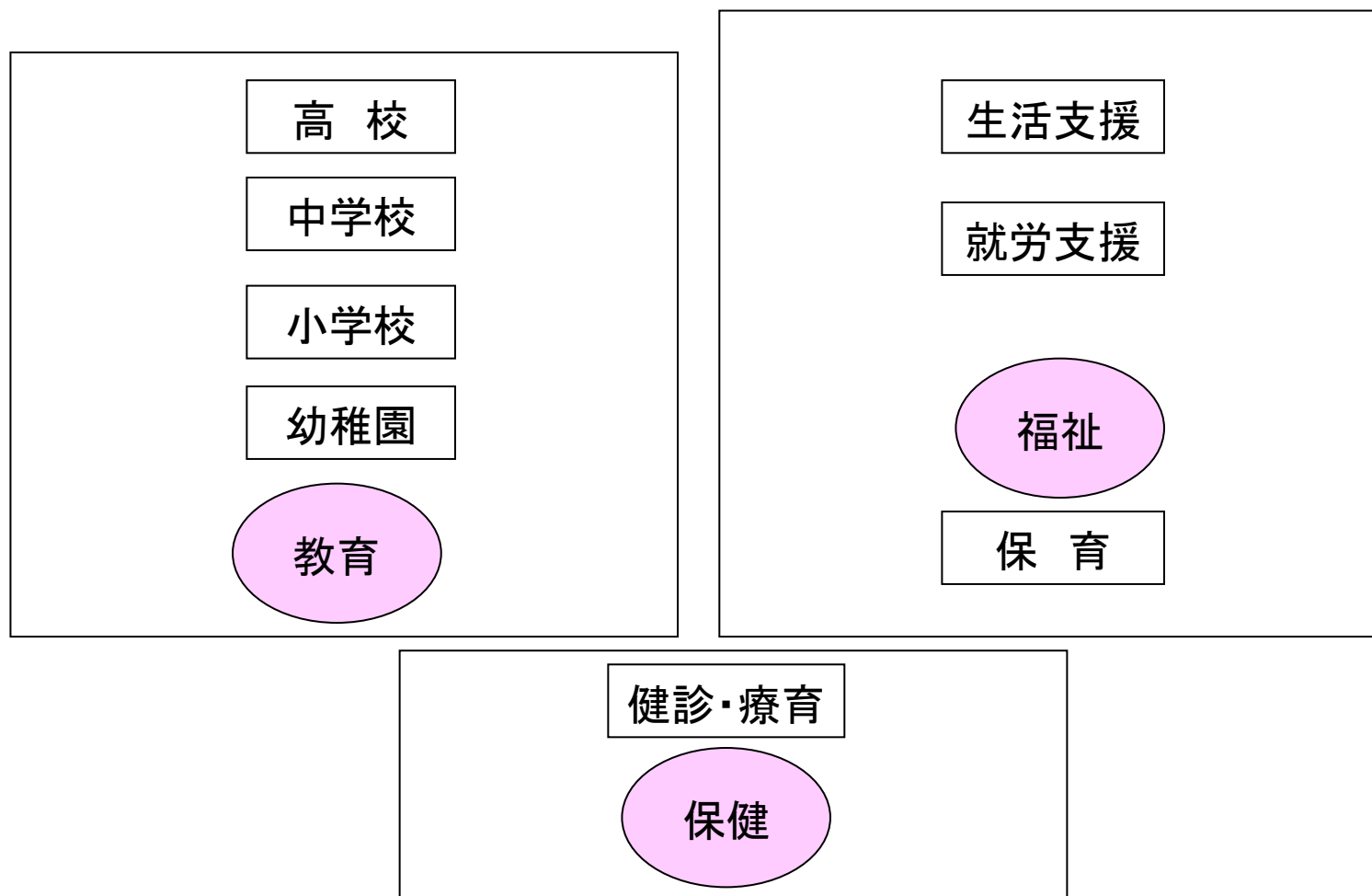


# 芽室町発達支援システム

- 1) 保育・教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関間、または外部機関の協力を仰ぐ「横の連携」によるサービスの提供
- 2) 個別のケースごとの就学前から学齢期、さらに就労に至るまでを機能的につなぎ、一貫性と継続性のある「縦の連携」によるサービスの提供

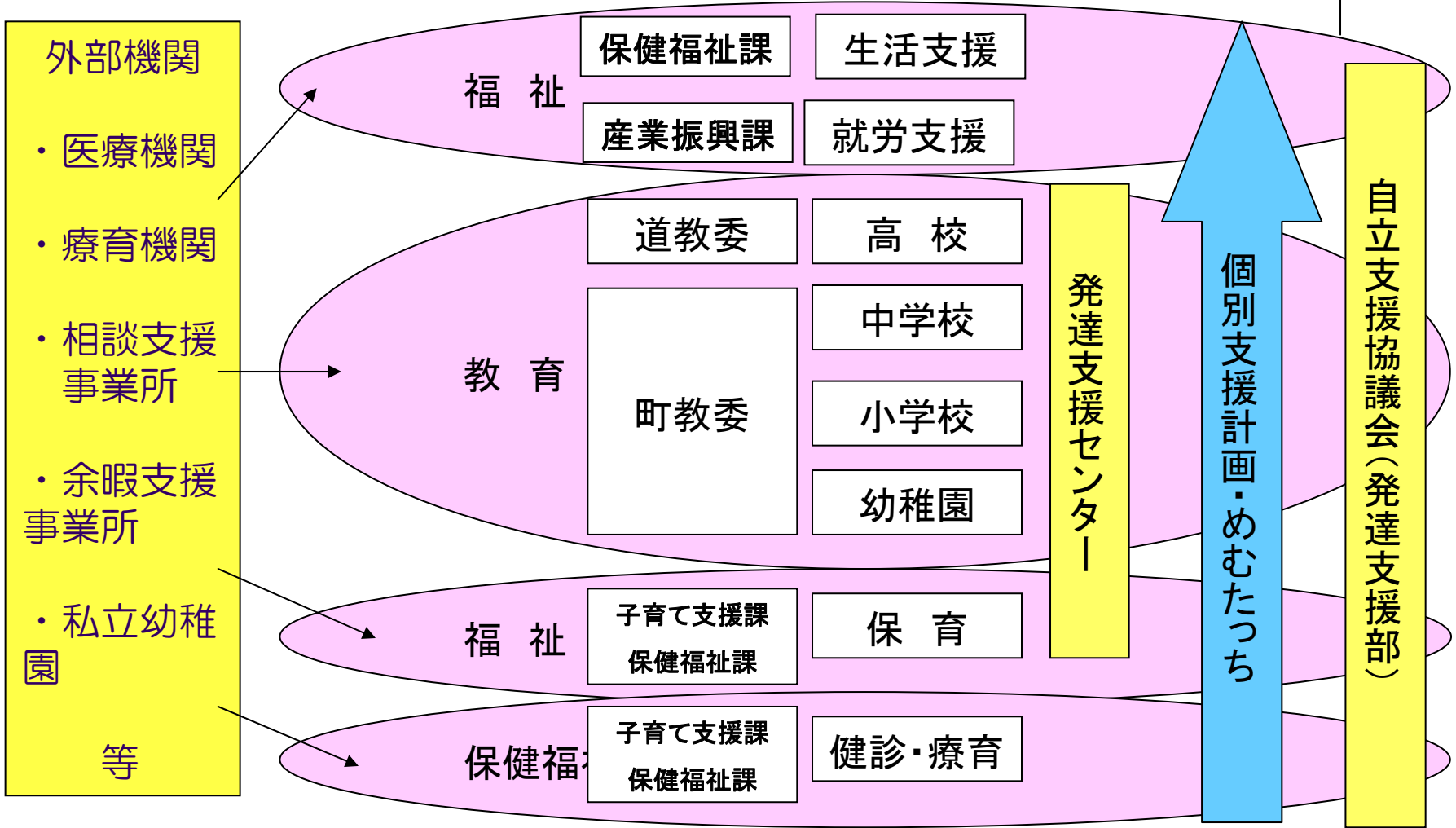


# 従来 教育と福祉と保健の壁

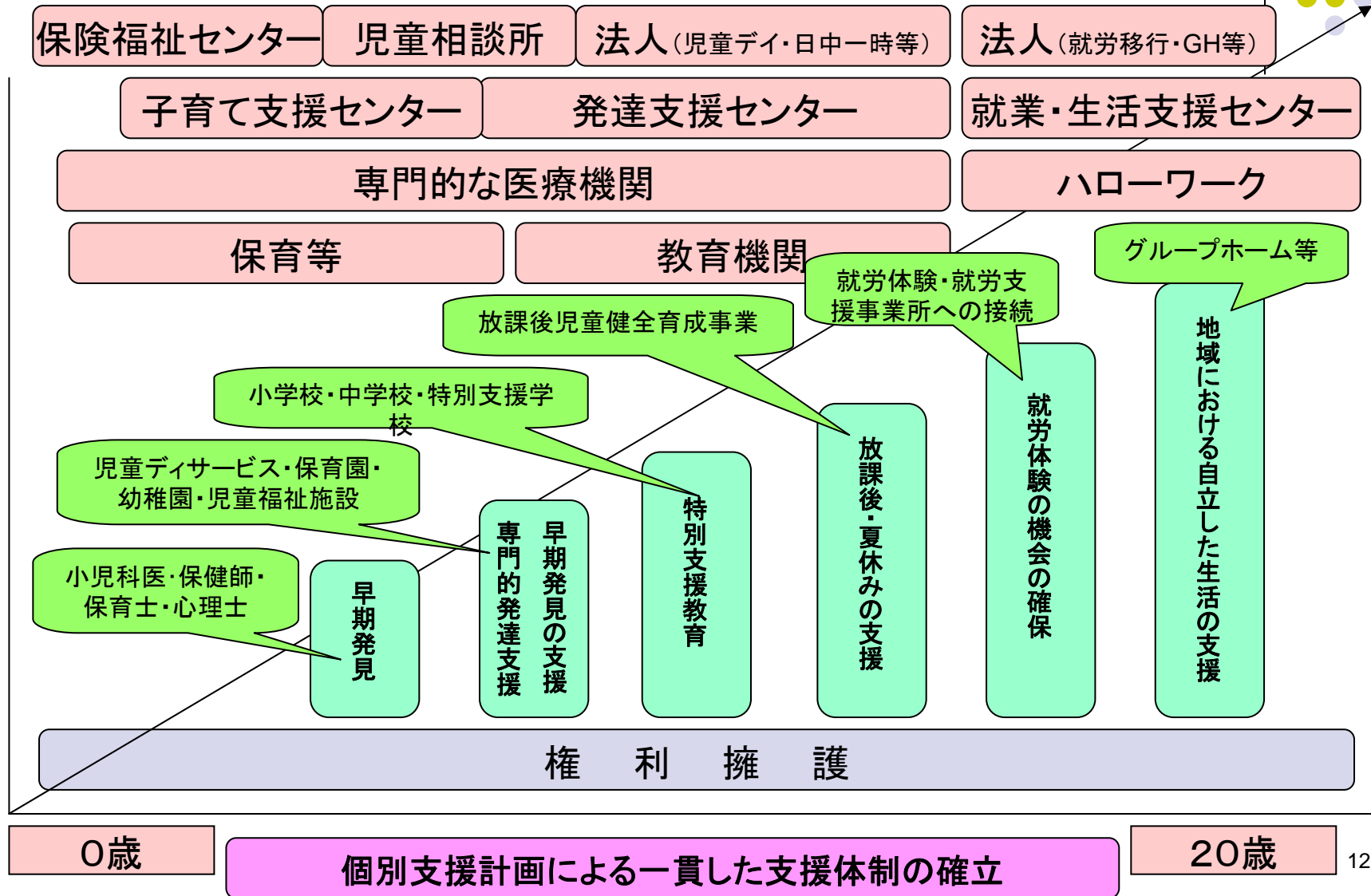
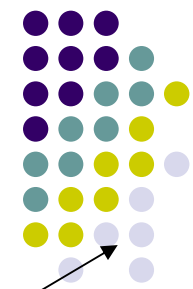


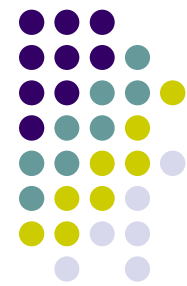


# 芽室町が目指す地域支援システム



# ライフステージにおける発達支援



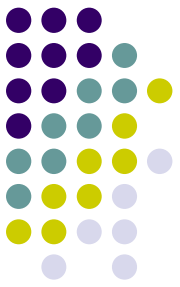


# 求められる各機能

- ① 発達障がいに対する正しい理解の浸透
- ② 発達障がいの支援に関わる者との間の情報共有
- ③ 専門的な助言を行える環境の整備
- ④ その他発達障がい者の支援に関する取組み

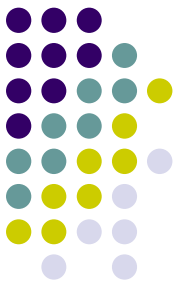
(発達障害者等支援都市システム事業項目より)

# 発達障がいに対する 正しい理解の浸透



- ① 広報誌「すまいる」(7550部)  
発達障がい理解啓発コラムの連載
- ② 地域向け発達障がい理解啓発講演会の開催
- ③ 子育ての木研修(年4回)
- ④ 子育ての木出前講座
- ⑤ 特別支援教育モデル事業
- ⑥ 発達支援センター学習会(年10回)

# 発達障がいの 支援にかかわる者との間の情報共有



- ① 芽室町個別支援計画
- ② サポートファイルめむたち
- ③ 横断的な協議体
- ④ 地域コーディネーターの配置
- ⑤ 保育と教育の架け橋を創るカンファレンス



# 専門的な助言を行える環境の整備

- ① 発達心理相談員の配置
- ② 芽室町発達相談事業の実施
- ③ 芽室町発達支援センター  
相談サービスの創設
- ④ 幼稚園保育所巡回相談事業の実施



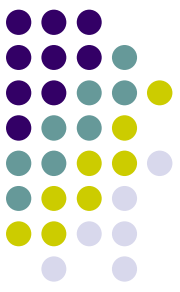
# その他

## 発達障害者の支援に関する取組み



- ① ペアレントメンター試行事業の実施
- ② 18歳前後支援の構築
- ③ 芽室町発達支援センター  
SSTグループ療育の実施
- ④ 就労体験支援事業、職場実習支援事業
- ⑤ 1歳9カ月健診、3歳6カ月健診の実施
- ⑥ 親子教室「あいあい広場」の実施

# 専門職を有した 発達支援システムの運用



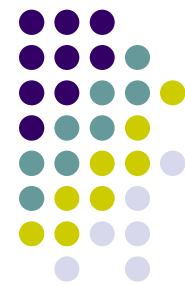
- これまで乳幼児健診を担いその後の発達を見守ってきた保健師に加えて、平成21年度より地域コーディネーターと発達心理相談員を採用しました。
- 発達支援に係る専門的な支援と相談を必要なタイミングで提供できるような体制づくりを行い、横断的な連携が図られるよう様々な調整を担当します。
- 専門職員が地域の保護者・各所属の職員から信頼される存在となり、役場の中で横断的に連携・協議を構成する機能を担うことで、発達支援の都市システム運営が機能します。

# 地域コーディネーター



- 町内小学校からの割愛人事により、特別支援教育に精通した現職教諭を芽室町子育て支援課に配置することで、以下のようなメリットがありました。
  - (1) 支援の一貫性と継続性を目指した「個別支援計画」の作成に係る庶務、相談、研修等を担い、町内の支援充実を図ることができる。
  - (2) 発達相談を経て、当該児童に適正なサービス提供が可能な環境を調整することができる。
  - (3) 特別支援教育への専門的な相談体制を確保する。
  - (4) 発達支援システム全体を見渡し、発達支援システム運営会議において関係課に必要な調整ができる。

# 地域コーディネーターの業務



- 発達支援システム運営に係る業務

発達支援システム運営会議会議席務、芽室町自立支援協議会発達支援部会サービス調整会議運営、横断的な連携協議体への出席

- 連携に係る業務

個別支援計画の管理、幼稚園保育所巡回相談事業、

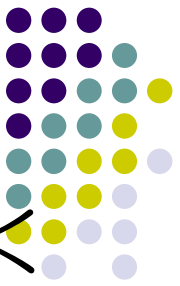
- 特別支援教育に係る業務

就学相談、就学指導委員会の参加、学童保育所への巡回相談、高等学校を含めた学校との相談、特別支援学校との連絡、学校での発達検査の実施、ケース会議や校内支援委員会への参加就学指導委員会への参加、校内研修講師

- 専門的なアプローチに係る業務

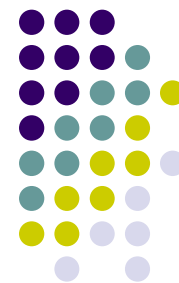
発達支援センター療育参画、発達支援センター学習会や町内の育児団体や<sup>20</sup>幼稚園保育所からの希望に応じて開催する子育ての木出前講座の講師、広

# 発達心理相談員



- 臨床心理士資格を持った、専門的学識に基づく心理判定業務職員「発達心理相談員」配置することで、以下のようなメリットがありました。
  - (1) 身近な地域で専門的な相談・検査を、それもタイムリーに受けることができる。
  - (2) 健診やあいあい広場、幼稚園保育所巡回相談事業等において、発達状況を客観的に判断し、発達障がい等のスクリーニング機能を強化できる。
  - (3) 専門的な相談・検査のその後も、本人・保護者と継続的にかかわることができ、幼稚園保育所・学校・学童保育所などの所属機関まで出向いて支援することができるなど、継続的な専門相談が可能になる。
  - (4) 増加している児童虐待への専門的対応ができる。

# 発達心理相談員の業務



- 専門的な実態把握

発達検査等を含めた芽室町発達相談事業、幼稚園保育所巡回相談、乳幼児健診や、その後の経過を見るあいあい広場への参画

- 専門的な相談支援

ケース会議への参画、発達支援センター児童デイサービス事業の管理者、発達支援センター学習会や、町内の育児団体や幼稚園保育所からの希望に応じて開催する子育ての木出前講座での講師

- 特別支援教育

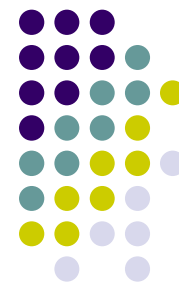
学校での発達検査の実施、ケース会議や校内支援委員会への参加、就学指導委員会への参加

# 保健師の役割



- 保健師は、母子健康手帳の交付、妊婦相談・新生児訪問・育児相談等を行う中で保護者と信頼関係を築き、下記のような役割を担います。
  - (1) 保護者との継続的な相談を通して、保護者の不安を軽減し、児童に必要な発達支援の環境調整を行う。
  - (2) 乳幼児健診において、発達支援を要する児童の早期発見の推進を行う。
  - (3) 幼稚園保育所・小中学校との連携を図り、保健の立場から情報提供や支援構築について取り組む。
  - (4) 町内すべての新生児にサポートファイル「めむたち」を配布し、児童の情報引継ぎについて案内する。
  - (5) 町内の関係機関や支援者に向けて、発達支援に関する専門的な情報を提供する。

# 保健師の役割



- 早期発見

乳幼児健診（1歳9ヶ月健診・3歳6ヶ月健診等）、親子教室あいあい広場の開催、幼稚園保育所巡回相談

- 早期支援

芽室町個別支援計画庶務、子育ての木委員会の運営、芽室町発達相談事業、子育てサポートファイルの配布

- 専門的な情報提供

子育ての木研修の開催、幼稚園保育所巡回相談、就学指導委員会への参加



# 条例の制定



## ○芽室町障がい者及び障がい児の 自立支援に関する条例

町、町民、事業者の責務を明らかにし、障がいのある方がいきいきと安心して生活できる地域社会へ向かっていくことを目的に、

- ・ 町、町民、事業所の責務
- ・ 早期発見と早期支援の施策
- ・ 就労支援の施策
- ・ 生活支援の施策
- ・ 支援を広げるための施策

に取り組むことを制定しました。



# 「芽室町子どもの権利に関する条例」

- 「生きる」権利…
- 「育つ」権利…
- 「守られる」権利…
- 「参加する」権利…

「子どもにも  
一人の人間として  
尊重すること」

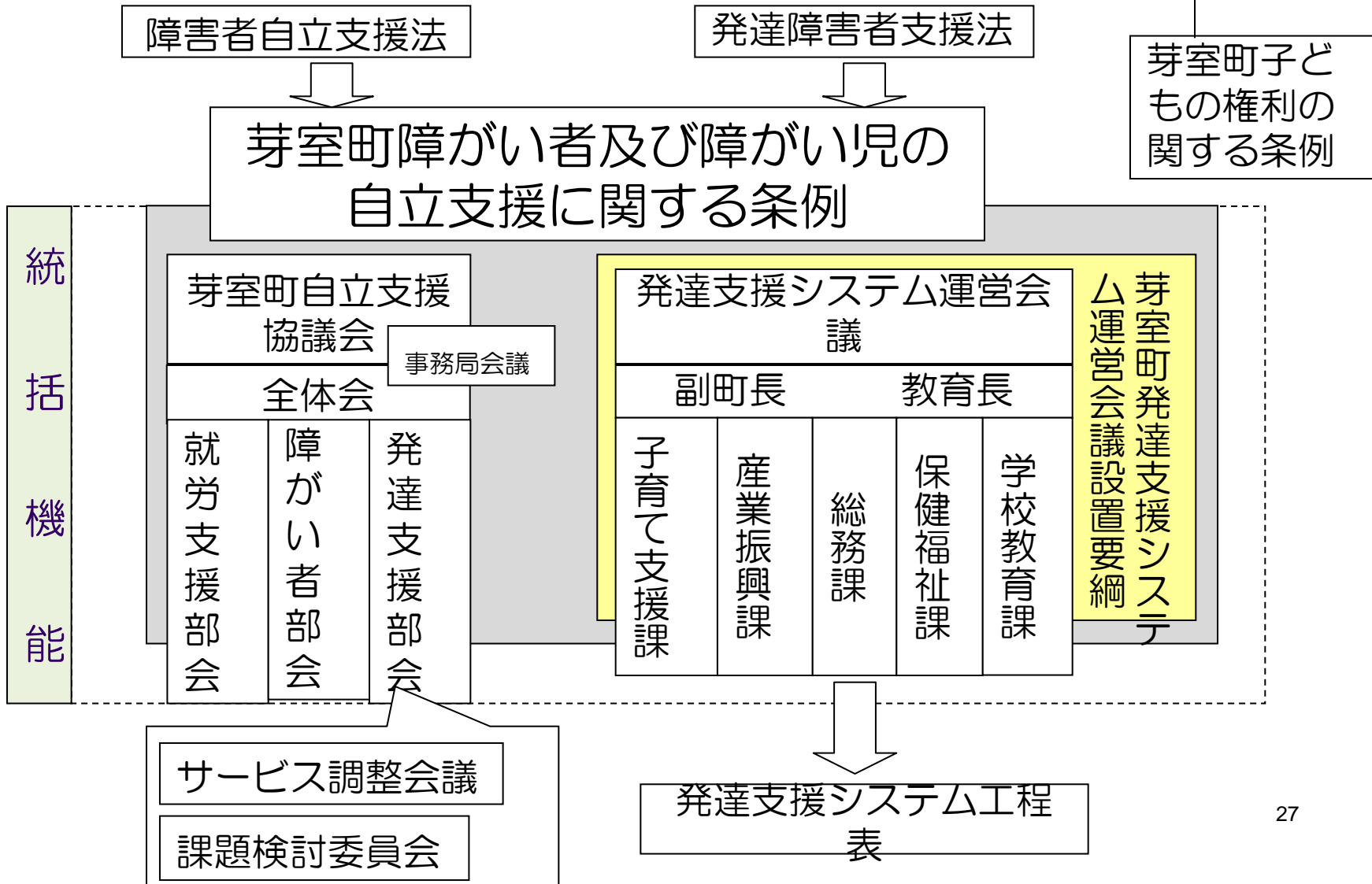
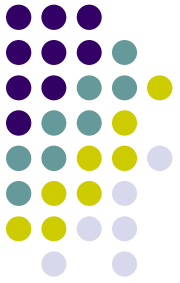
子どもの  
発達の支援

子育てする  
親への支援

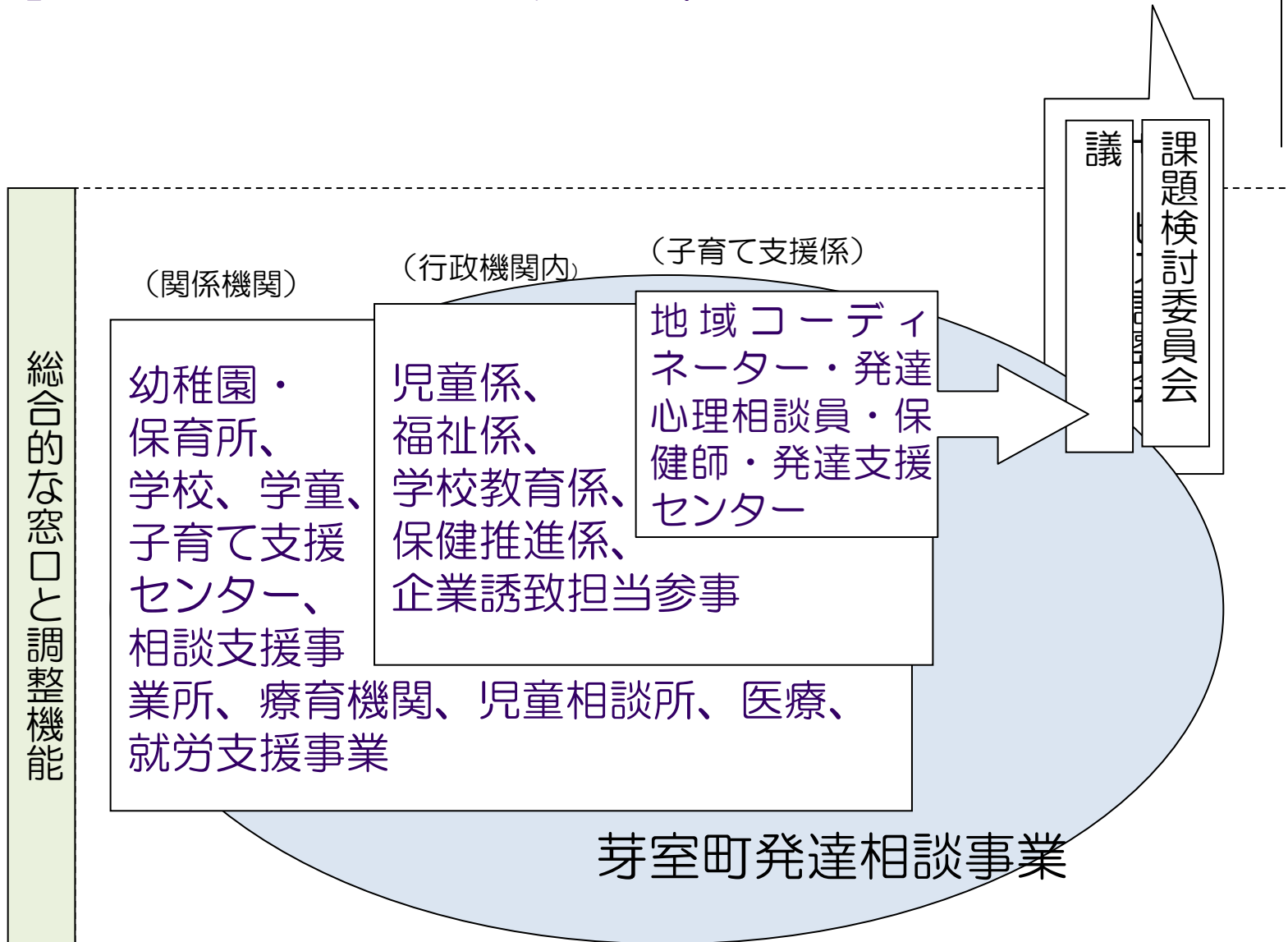
このまちが『生きる力』  
を持った子どもを…

子どもの最善の利益を  
守る！

# 総括機能



# 総合的な窓口と相談機能

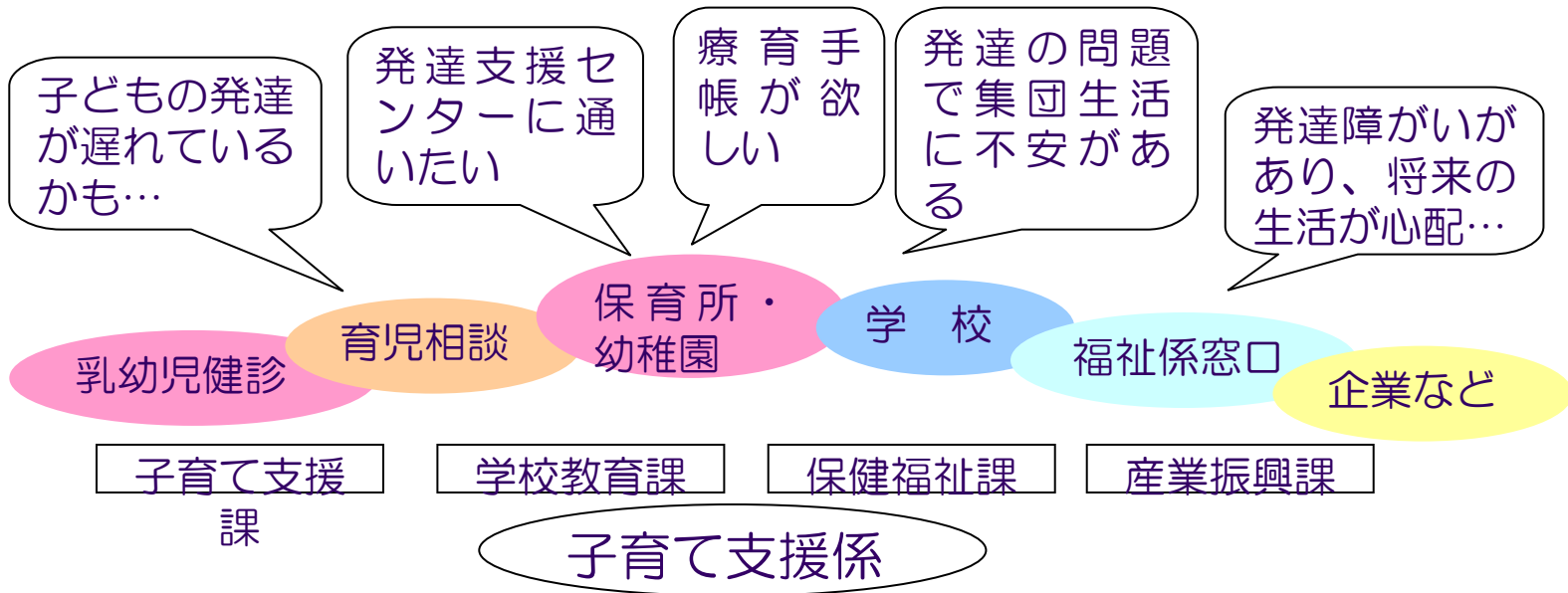
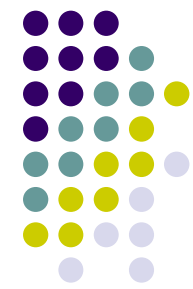




# 芽室町発達相談事業

芽室町発達支援システムの相談体制の中核をなすのが、芽室町発達支援事業です。

発達心理相談員、保健師、地域コーディネーターが中心となり、保護者との相談、発達検査の活用、個別支援計画作成についての相談、サービスや制度の利用調整を、ケースに応じて行います。



本人・  
家族



地域コーディネーター  
発達心理相談員  
保健師

情報収集  
問診、所属での様子、生育歴、家庭環境

発達検査  
発達心理相談員等による発達検査の実施

情報提供  
地域資源やサービスの説明・ニーズ把握





## 関係機関との調整

医療機関の  
受診支援  
所属機関との  
情報交換  
個別支援計  
画作成につ  
いての相談  
サービス利  
用の調整

## 家族や本人 への相談援助

日常生活上  
の指導  
家庭への継  
続支援

児童相談所

医療機関

サービス  
提供機関

各所属

発達支援  
センター

ペアレント  
メンター

## サービス調整会議

地域コーディネーター、  
発達心理相談員、保健師、  
発達支援センター +  
ケースに応じて児童係、  
福祉係、保険推進係、学  
校教育係、または各所  
属・支援機関等

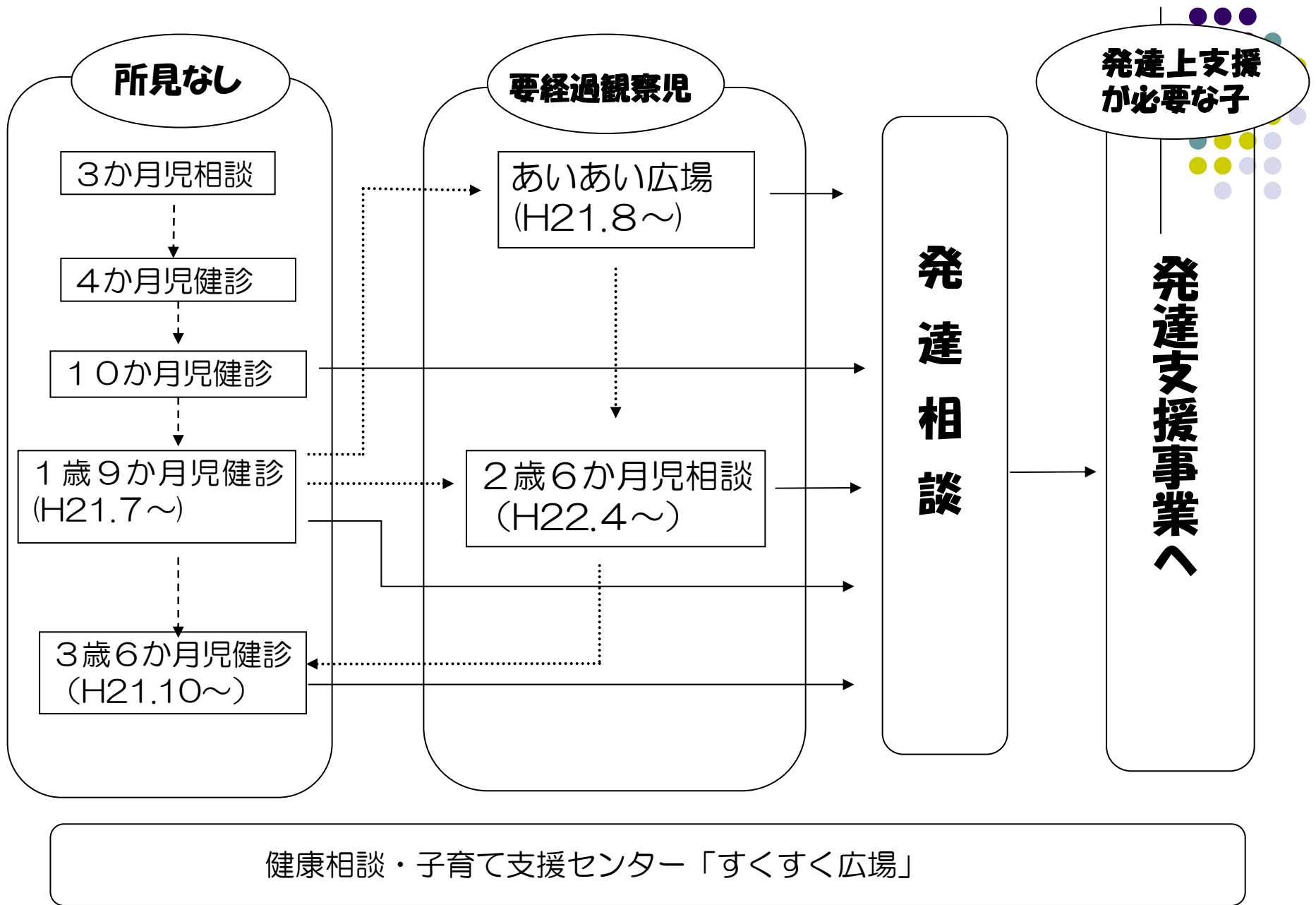
芽室町自立支援協議会 発達支援部会



# 早期発見

- 1 乳幼児健診  
1歳9カ月健診・3歳6カ月健診
- 2 あいあい広場
- 3 発達心理相談員の配置
- 4 保健師の役割
- 5 幼稚園保育所巡回相談





-----> 所見なし      .....> 経過観察      ——> 要支援

# 芽室町における早期発見・早期支援の重要性



乳幼児健診を過ぎてからの相談がある  
乳幼児健診で早期発見されていないケース

(平成19年度28件)

(平成19年度14件)

早期に必要な療育が  
受けられない

生活困難者の増加  
生活保護受給者増加19人  
(平成19年度新規)

集団生活で不適応を起こす

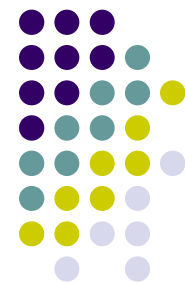
不登校・高校中退者  
16人(平成19年度)

業務量の増大  
マンパワー不足

児童ディサービスなど  
療育にかかる期間が長期にわたる

将来の自立に必要な  
教育サービス・福祉サービスの増加

サービス提供のための費用の増大



# 早期発見体制の構築

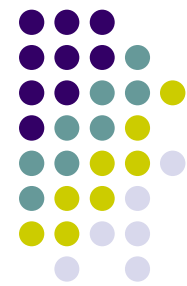
【参考 発達障害者支援法 第1条（目的）】

「この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等において…（以下省略）」

【北海道における発達障がい児（者）支援のあり方に関する報告書（平成20年3月）】

乳幼児健診において、指摘やその後の支援につながらないまま経過し、早期対応の遅れに通じてしまう。やがて不適應症状としての二次的障害が出始めて、ようやく相談機関に持ち込まれることも少なくなく、問題の深刻化につながる可能性が大きい。早期に支援を行うためにも、乳幼児健診の精度を高めることが喫緊の課題と考える。

# 早期支援



- 1 子育てサポートファイル めむたっち
- 2 芽室町個別支援計画
- 3 芽室町発達相談事業
- 4 芽室町発達支援センター（児童デイサービス）
- 5 地域コーディネーターの配置
- 6 障がい児保育と保育士加配
- 7 子育ての木委員会 子育ての木研修

# 子育てサポートファイル めむたっち




- ・児童の情報が一冊のファイルにまとまっていることで、必要な時に必要な方・機関へ、正確な情報を引き継ぐことができ、タイムリーに必要な支援を受けることができるための、ひとつの重要な要素になります。



共通

**K-8 預けるときに**



\* お子さんを預けるときに、預かってもらう方に知っておいてほしいことを記入しましょう。

普段呼んでいる愛称 \_\_\_\_\_

好きなこと	苦手なこと
長所	配慮してほしいこと
遊びと活動 屋内	屋外
人とのかわり・意思を伝えるときなど	

芽室町 Ver.1

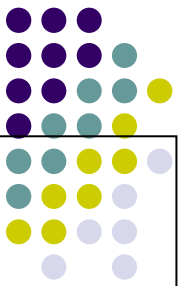
- ・めむたっちを管理するのは保護者です。
- ・めむたっちの様式は、母子健康手帳を補完するような様式、各ライフステージごとの記録、医療や相談の記録、預けるときに相手方に知っておいて欲しいことなどが含まれています。これをファイルにして、母子健康手帳の交付と同時に全ての子どもにも配布しています。

# 全戸配布がねらうもの



- 障がいに特化したサポートファイルには、渡すことに非常に配慮を要したり、渡されることが障がいの診断か判定を受けたかのように響いてしまう方へ、本来目的を損なうおそれがありました。めむたちは全戸配布であることから子育て支援事業であり、児童福祉施策です。様式策定委員会には、町内の育児団体や小中PTA連合会も参加してくださいました。
- 発達支援を要する児童には支援の一貫性と継続性を形成するものですが、すべての保護者にとって、成長の記録、子育ての足跡を見返しながら「育児を楽しむ」ためのツールとしても機能することを考えています。

# 芽室町個別支援計画



## 目標を明確にして絞り込む整理棚としての支援計画

～ともすれば多岐に渡る保護者・支援者のねがいを、具体的に、優先順位を決め、達成可能な範囲を決めるために使う。

## 目標達成のための手だてを具現化するメモとしての支援計画

～どんな手だてで目標達成に向かうのか、明確にするために使う。

## 他の人との連携のツール（道具）としての支援計画

～同僚や他機関の支援者、専門家と連携するために使う。

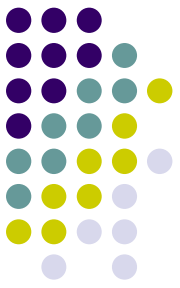
## 一人ひとりへの適切な支援をつなぐボタンとしての支援計画

～担当者が変わっても適切な支援が一貫して得られるために使う。



児童の健全な発達の支援にむけて





# 個別支援計画に関する要綱

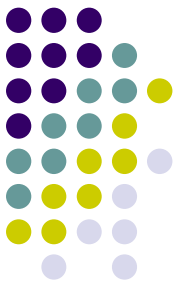
- 目的
- 対象
- 適用期間
- 関連機関との連携
- 内容と作成の流れ
- 調査：資料収集
- 個別支援計画作成  
会議
- 引継と評価と見直し
- 保護者の参加
- 保管・個人情報保護
- 様式
- その他





# 芽室町発達支援センター

- 定期的な通所による「育ちの支援」
  - 遊びを通じて、行動・興味の広がりを助け、人間関係（コミュニケーション）の育ちを支援します。
  - 感覚・運動に効果な手法で働きかけ、集団行動に必要なスキルの成長を支援します。
- 発達相談・検査などによる「理解」のお手伝い
  - 発達に関わる相談や、発達検査などを通してお子さんの関わりや接し方について一緒に考え、理解が深まるようにお手伝いします。
- 関係機関との「つながりづくり」
  - お子さんに関係する保育所・幼稚園・学校等の所属機関との情報交換や支援方針の検討を行い、支援を行う「仲間づくり」「つながりづくり」を担います。

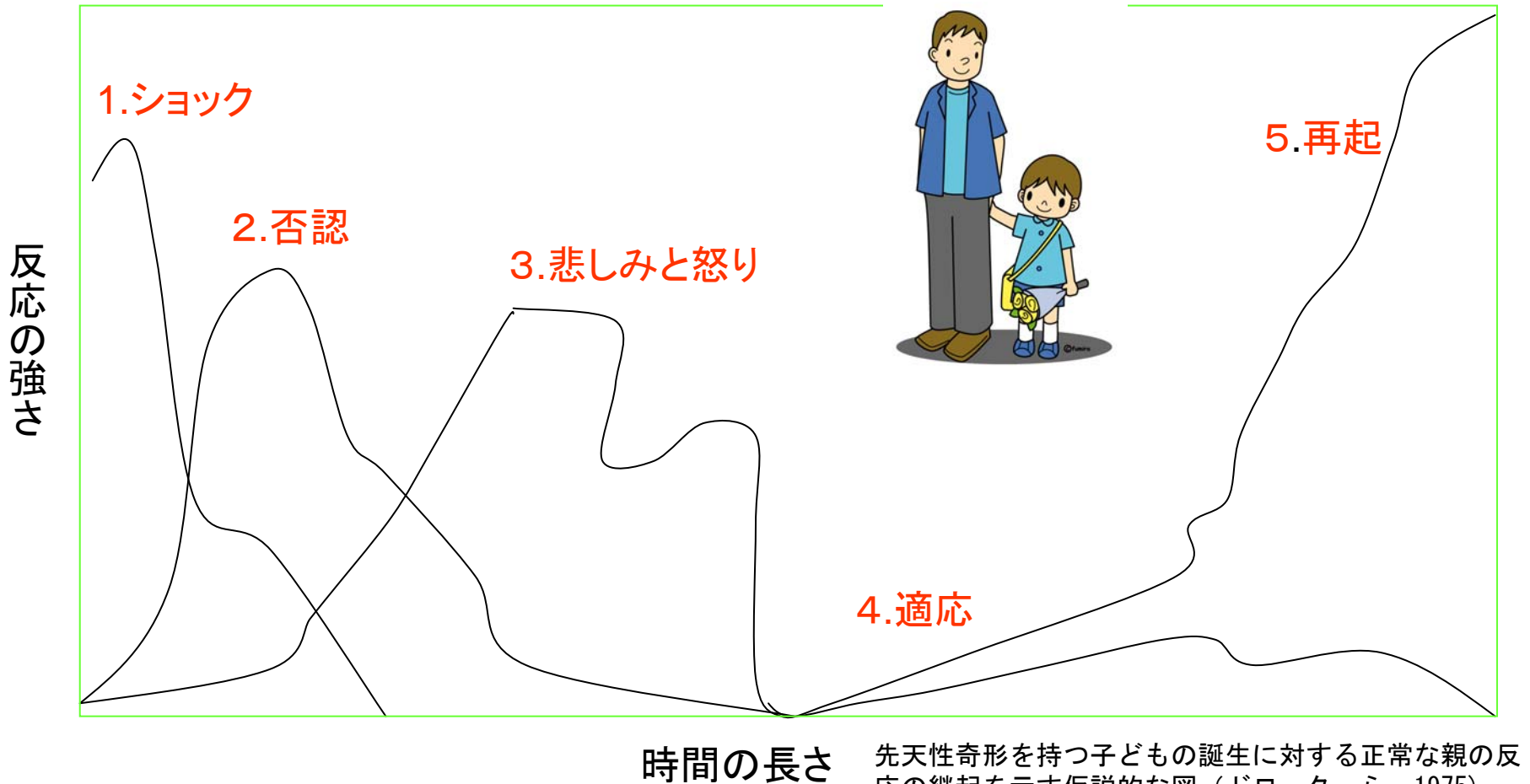


# 保護者支援

- 1 相談支援機能
- 2ペアレントメンター事業
- 3 発達支援センター相談サービス



# 保護者の気持ちに寄り添う



先天性奇形を持つ子どもの誕生に対する正常な親の反応の継起を示す仮説的な図（ドローターら、1975）

# らせんモデル

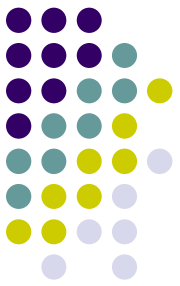


図6 障害の受容の過程

# 保護者の安心・子育て

医療

療育

所属

福祉制度

相談

専門家

- ・保健師
- ・心理相談員
- ・地域コーディネーター
- ・発達支援センター

ペアレン  
トメンター

# 特別支援教育

- 1 芽室町特別支援教育推進計画
- 2 幼稚園保育所、小中学校コーディネーター会議
- 3 学童保育所巡回相談事業
- 4 芽室町特別支援教育連携協議会
- 5 特別支援教育モデル事業
- 6 保育と教育の架け橋を創るカンファレンス
- 7 特別支援教育指導助手の配置
- 8 スクールライフアドバイザーの配置
- 9 適応指導教育の設置



# 保育と教育の 架け橋を創るカンファレンス



- 年長児が、小学校へスムーズにライフステージを移行し、これまで通り様々な学習に向かえるよう、それまで受けてきた支援や配慮が機能的に継続されることを目指し実施します。
- 幼稚園保育所と小学校の間で、保護者の了解のもと個別支援計画を引き継ぎます。







# 卒後から地域生活へ

- 1 就労体験支援事業  
職場実習支援事業
- 2 役場の障がい者雇用
- 3 芽室町自立支援協議会
- 4 18歳前後支援

# 青年期 地域資源マップ



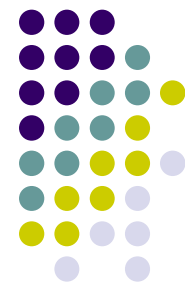


# その他

## 1 アドバイザーの招聘

## 2 地域啓発

- 広報での発達障がい理解コラム連載
- 地域啓発講演会
- 子育ての木研修会
- 子育ての木出前講座
- 芽室町特別支援教育モデル事業研修会
- 芽室町発達支援センター学習会



## 地域向け研修会

### 実績

- 平成20年 日本理化学工業会長 大山泰弘 氏
- 平成21年 国立特別支援教育総合研究所  
統括研究員 藤井茂樹氏  
仙台市発達相談支援センターアーチル  
木村映理子氏
- 平成22年 川崎医療福祉大学 佐々木正美氏

# 情報と支援つなぐツール

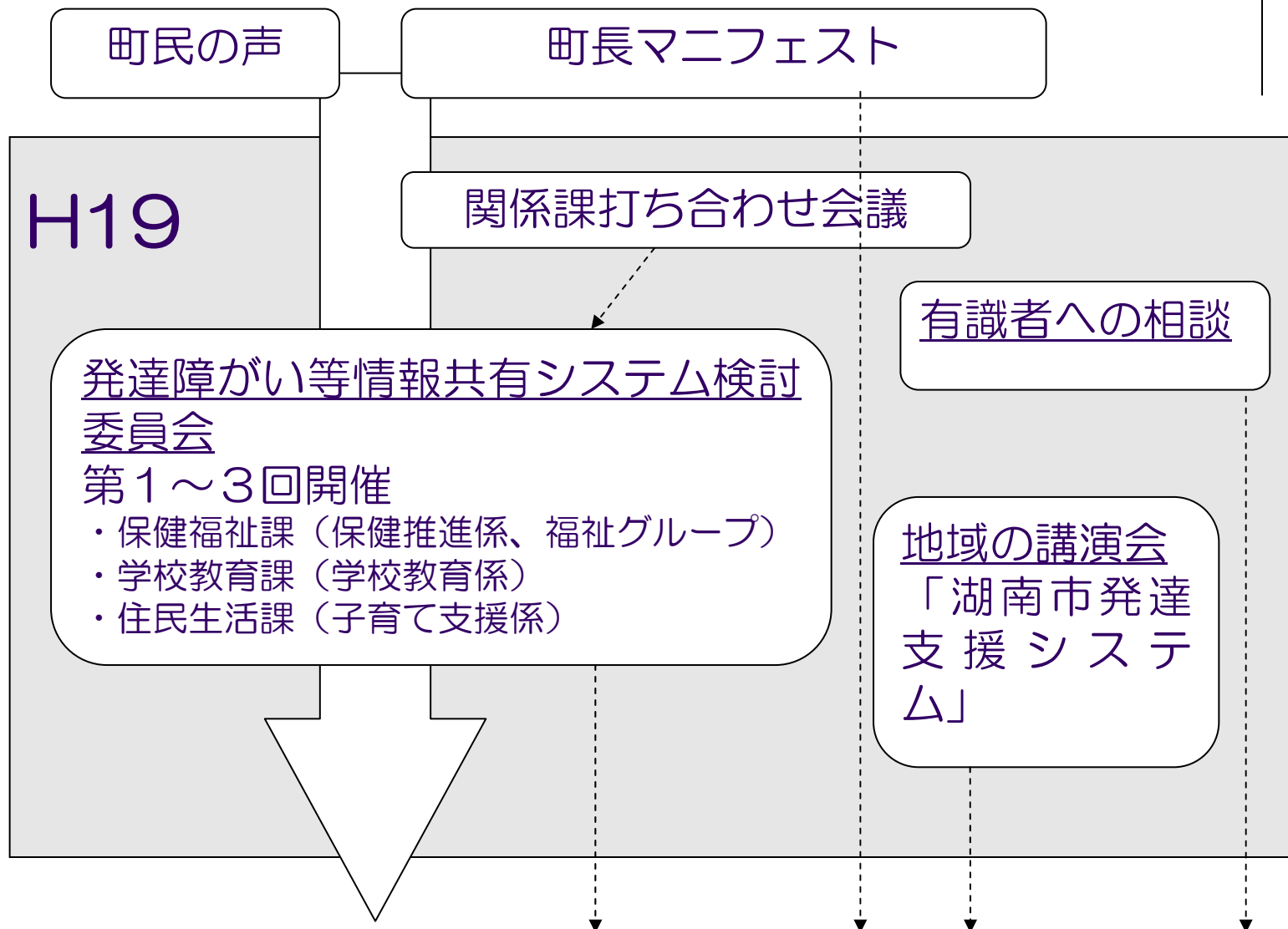


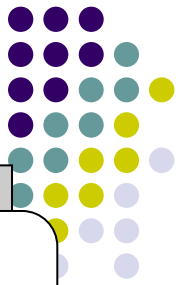
- 芽室町個別支援計画の作成
- 子育てサポートファイル「めむたっち」
- 地域コーディネーターの採用
- 芽室町発達相談事業
- 保育と教育の架橋を創るカンファレンス  
(10月・3月・6月)
- スクールライフアドバイザー
- 従来の口頭の引き継ぎ



いくつかつなぐチャンネルを持つ

# 導入について





# H20

子育ての木委員会  
発達支援部会 第1～4回  
開催

- ・子育て支援課（子育て支援係）
- ・保健福祉課（福祉係）
- ・学校教育課（学校教育係）

役場機構改革  
子育て支援課の  
新設

視察 → 滋賀県湖南省  
芽室町から3課で視察

- ・子育て支援課（子育て支援係）
- ・保健福祉課（福祉係）
- ・学校教育課（学校教育係）

視察 → 児童デイサービス事業所  
芽室町から3課で視察

- ・子育て支援課（子育て支援係）
- ・保健福祉課（福祉係）
- ・学校教育課（学校教育係）

発達支援計  
画（H20～  
24）策定

管理  
庁  
議  
に  
提  
案

教育委員  
へ事業説  
明

校長会・教  
頭会へ事業  
説明

研修事業  
発達支援システムについての  
管理職・学校管理職・教職  
員・保育士・町民向け各研修  
会：講師を湖南省より招聘